

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により，平成14年4月10日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について，法第8条第4項の規定により本市の意見を述べましたので，法第8条第6項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成14年12月12日

京都市長 榎本 頼兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイヤモンドシティ五条ショッピングセンター
京都市右京区西院西追分町25-1ほか

2 意見の概要

周辺の地域の生活環境を保持するため次の配慮が必要であると判断します。

(1) 公共交通機関の利用促進策について

自家用車による来退店車両の集中を避けるため，京都市大規模小売店舗立地審議会
で届出者が表明されたバスロケーションシステム及びシャトルバスの活用等，公共交通機関
の利用促進策について，具体化を検討すること。

なお，具体化に当たっては，特にバス接近表示器の設置場所やシャトルバスの
乗降車位置及び経路設定について，施設計画段階での十分な配慮が必要である。

(2) 北出入口について

ア 周辺の道路は通学路に指定されているところもあるため，来店経路については，市道葛
野東経2号線での来店客車両による入場待ち行列の発生や周辺の生活道路からの流入を
防ぐ対策を示すこと。併せて入口としての使用については，計画の見直しを含めて検討す
ること。

イ 退店経路については，交通整理員の誘導などにより市道葛野東経2号線での渋滞と周辺
の生活道路への退店客車両の流出を防ぐ対策を示すとともに，その対策を踏まえた退店客
車両数の予測を再度行なうこと。出口については，市道葛野東経2号線のみならず佐井西
通周辺の事業所活動や生活環境に配慮した上で，曜日・時間帯を制限するなど最低限の使
用とすること。併せて出口としての使用についても，計画の見直しを含めて検討すること。

ウ 騒音について夜間の最大値の予測結果が，指針で定める基準（騒音規制法における夜間
の規制基準値）を超えており，道路を隔てた住居に対して距離減衰効果も十分見込めない
ため，運用上の対策を示すこと。

(3) 西出入口について

ア 来店客車両が右折レーンを超えて入場待ち行列を発生させないように，交通整理員を配置
するなどの対策を示すこと。

イ 西側事業所及び駐車場から車両が円滑に退出できるよう交通整理員を配置するなど，周
辺の事業所活動に配慮した運用を行うこと。

- ウ 円滑な入場が行われるよう、出入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。
- エ 周辺の生活道路への来退店客車両の流入を防ぐため、交通整理員の誘導等による右折入場、左折退場を遵守させる対策を示すこと。

(4) 南出入口について

- ア 南入口への入場待ち行列が左折レーンを超えないよう、左折レーンの延長及び交通整理員の配置等の対策を示すこと。
- イ 円滑な入場が行われるよう、出入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。
- ウ 左折入場、左折退場を徹底させるため、交通整理員による誘導等の対策を示すこと。
- エ 退店客車両を設定経路に誘導するため、出口周辺に案内表示看板を設置するなどの対策を示すこと。

(5) その他

- ア 交通整理員の配置が繁忙期のみとなっているが、車両出入口等常時配置を必要とするところもあるため、配置計画を示すこと。
- イ 歩行者の安全と来店客車両の円滑な入場を図るため、出入口や敷地内での来店客車両、原動機付自転車、自転車及び歩行者の動線を分離して示すこと。
- ウ 自動二輪については駐輪場所が示されておらず、来客用自動車駐車場を利用され届出台数が確保できなくなる恐れがあるため、自動二輪専用駐輪場の位置及び動線を示すこと。
- エ 周辺道路の混雑緩和のため、隔地駐車場の設置及びその利用促進策を検討すること。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年12月12日(木)から平成15年1月14日(火)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日までを除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

(産業観光局商工部商業振興課)